

3. 番号法第9条第2項の条例で定める事務 (独自利用事務)に係る情報連携について

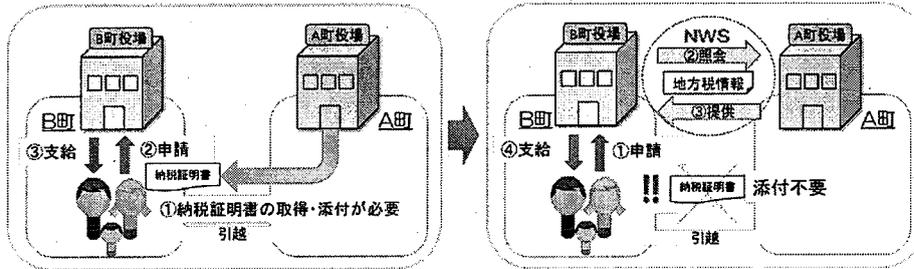
目 次

- (1) 独自利用事務に係る情報連携について
- (2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例等について
- (3) 個人情報保護委員会規則の制定に向けた検討について

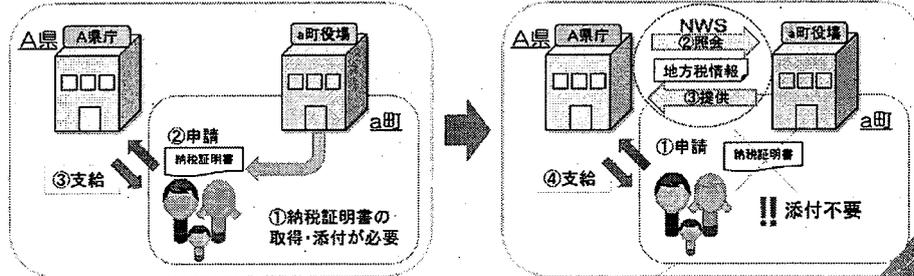
(1) 独自利用事務に係る情報連携について① (番号法新第19条第8号)

地方公共団体が条例で定める事務についても情報連携を行うことで、添付書類の削減等住民へのメリットを提供できるほか、他の地方公共団体等他の機関からの照会対応を効率化。

例1：子ども医療費助成事務の場合 ※B町に対して申請
<現行> <今後>



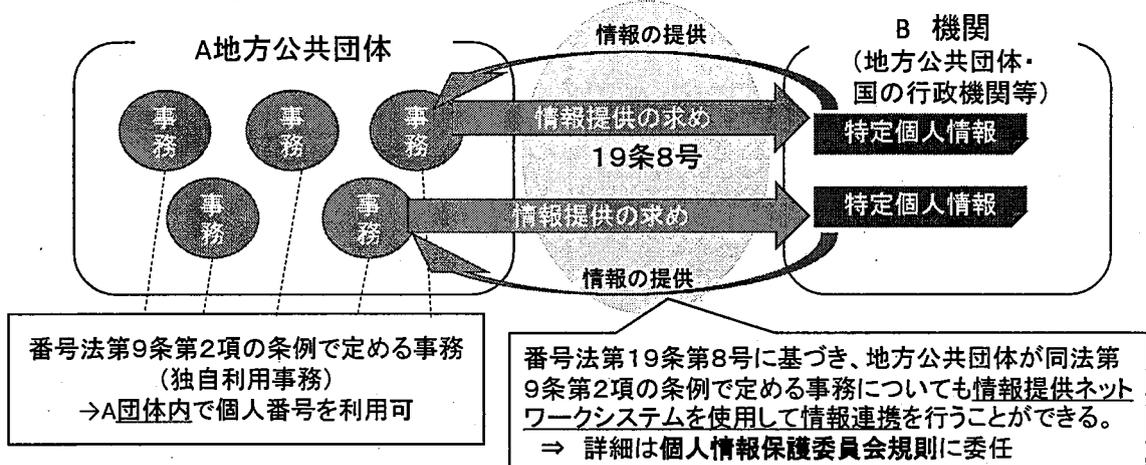
例2：就学の援助事務の場合 ※A県に対して申請
<現行> <今後>



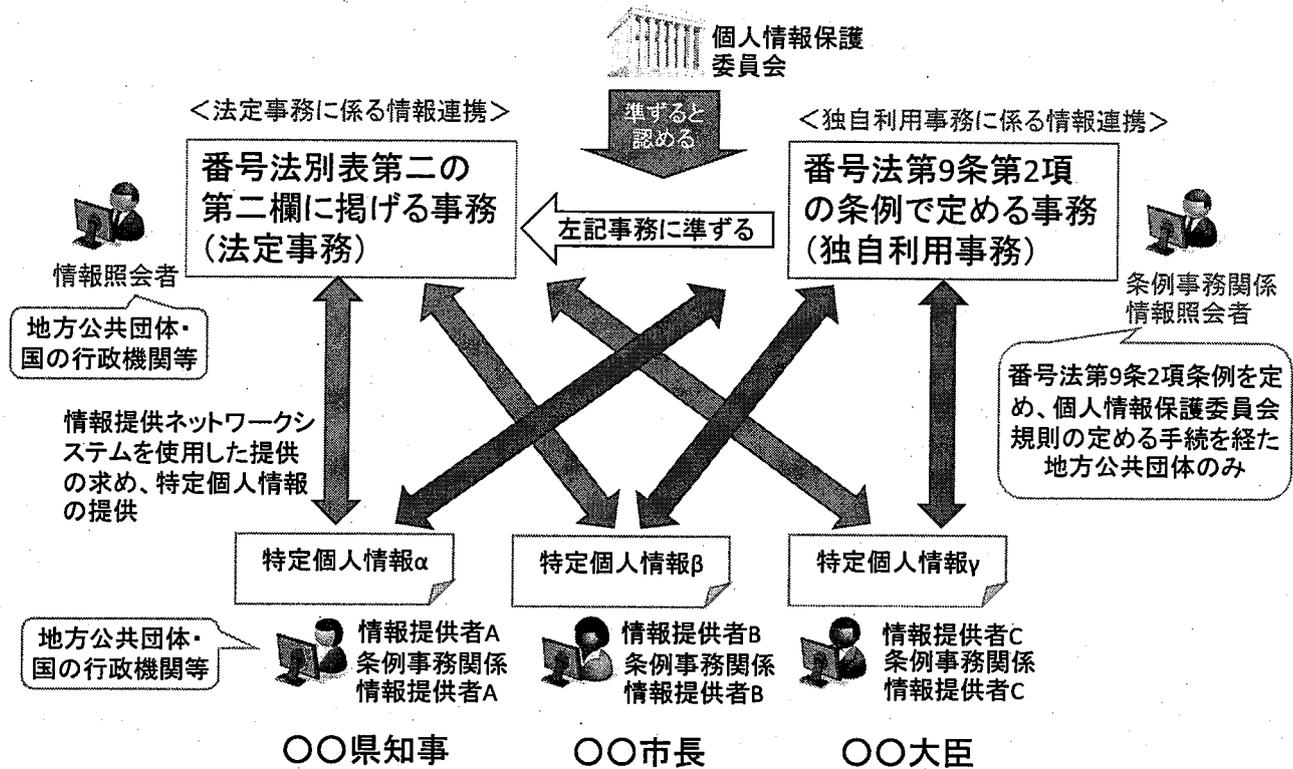
(1) 独自利用事務に係る情報連携について② (番号法新第19条第8号)

番号法第9条第2項 (抄)

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保険、地方税(中略)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。



(1) 独自利用事務に係る情報連携について③ (番号法新第19条第8号)



(1) 独自利用事務に係る情報連携について④ (番号法新第19条第8号)

- ① 番号法別表第二に掲げられていない事務 → 独自利用事務の情報連携の対象外
- ② 番号法別表第二に掲げられているが主務省令に規定されていない事務
→ 番号の利用・提供については法所管省庁に委ねられていることから、独自利用事務の情報連携の検討からは除外
- ③ 番号法別表第二に掲げられた事務に準ずる事務
→ いわゆる上乘せ、横出し等※1については一定の基準※2を設けて独自利用事務の情報連携を認める

※1 上乘せ、横出し等
例: 高等学校等就学支援金事務
別表第二 113の項「就学支援金の支給に関する事務」

県による加算 8万円	⇒ 上乘せ
国の就学支援金 30万円	県による入学金の補助 ⇒ 横出し

※2 以下の3要件を満たす事務については、情報連携を認める

- 事務の趣旨・目的と法定事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 事務に類似性が認められる
- 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務とほぼ同一

(2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例

◆ 委員会で公表済の情報連携の対象となる独自利用事務の事例

※ () 内は準ずる番号法別表第2の項

- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (9、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (9)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務 (10、11)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務 (10、11)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (18)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (26)
- ⑦ 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (31)
※ 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 (負担金に係る事務) 以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務 (補助金に係る事務) (37)
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (54)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (57、65)
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (57)
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 (63)
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (65)

(次ページへ続く)

38

- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務 (67、108)
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務 (67、108)
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という。) に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務 (日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (67、108)
※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務 (67、108)
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務 (94)
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務 (94)
- ㉒ 介護サービス等の給付に関する事務 (介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等 (介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。)) (94)
※ 介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務 (97)
- ㉔ 学資の貸与に関する事務 (106)
- ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務 (113)
- ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務 (113)
- ㉗ 就学援助に関する事務 (小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。) (113)
- ㉘ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務 (113)

39

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の 拡大について

◆ 主務省令が未制定の事務に準ずる独自利用事務の情報連携について

次に掲げる2事務に準ずる独自利用事務についても、平成29年7月から開始予定の情報連携の対象とする。

○子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
(番号法別表第2 第116の項)

- ・ 保育所保育料の減免・免除に関する事務【新規】
- ・ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務【㊟事務として公表済】
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務【新規】

○難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(番号法別表第2 第120の項)

- ・ 難病患者の医療費助成に関する事務【新規】
- ・ 不妊治療費用の補助に関する事務【新規】

